

政令第二百七十二号

住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令

内閣は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅宿泊事業法（以下「法」といい、附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三十年六月十五日とし、同条ただし書に規定する規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日はそれぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 法附則第二条第三項及び第四項並びに第三条の規定 この政令の公布の日
- 二 法附則第二条第一項及び第二項の規定 平成三十年三月十五日

理由

住宅宿泊事業法の施行期日を定める必要があるからである。